

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市指定管理者選定等審議会
開 催 年 月 日	平成 30 年 10 月 25 日 (木)
開 始 ・ 終 了 時 刻	9 時 00 分 から 11 時 46 分まで
開 催 場 所	弘前市役所 市民防災館 3 階防災会議室
議 長 等 の 氏 名	清藤 憲衛
出 席 者	委員 清藤 憲衛 (会長) 委員 熊谷 幸一 委員 飯島 裕胤 委員 小林 太郎 委員 菊池 励美
欠 席 者	なし
施設所管部職員の名 職 氏 名	(鷹ヶ丘老人福祉センター等) (老人福祉センター祥風園) (老人福祉センター瑞風園) 健康福祉部長 外川 吉彦 健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷 雅憲 介護福祉課長 三上 誠 介護福祉課長補佐 相馬 延承 介護福祉課係長 藤岡 英貴 介護福祉課主事 相馬 美桜 (弘前市みやぞの児童センター等) (弘前市豊田児童センター等) (弘前市三岳児童センター等) (弘前市致遠児童センター等) (弘前市和徳町児童館等) (弘前市三省児童館等) (弘前市自得児童館等) (弘前市石川児童館等) (弘前市ひまわり荘) 健康福祉部長 外川 吉彦 健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷 雅憲

	<p>子育て支援課長 石田 剛 子育て支援課長補佐 川田 哲也 子育て支援課係長 奈良岡 隆介 子育て支援課主事 米谷 允臣 (弘前市まちなか情報センター) 商工振興部長 秋元 哲 商工政策課長 中村 工 商工政策課長補佐 竹内 孝行 商工政策課係長 鼻和 孝夫 商工政策課主査 長谷川 亘 商工政策課主事 野呂 拓未</p>
事務局職員の 職 氏 名	<p>企画課長 澁谷 明伸 企画課情報分析・行革・連携担当総括主幹 蒔苗 元 企画課情報分析・行革・連携担当主事 富田 正史</p>
会議の議題	<p>案件 1. 鷹ヶ丘老人福祉センターほか計28施設の指定管理者候補者の選定について</p>
会議結果	<p>1. 鷹ヶ丘老人福祉センターほか計28施設の指定管理者候補者の選定について (1) 鷹ヶ丘老人福祉センター等 社会福祉法人弘前草右会を鷹ヶ丘老人福祉センターの指定管理者候補者に選定する。 (2) 老人福祉センター祥風園 社会福祉法人弘前市草右会を老人福祉センター祥風園の指定管理者候補者に選定する。 (3) 老人福祉センター瑞風園 社会福祉法人弘前豊徳会を老人福祉センター瑞風園の指定管理者候補者に選定する。 (4) 弘前市みやその児童センター等 社会福祉法人養正福社会を弘前市みやその児童センター等の指定管理者候補者に選定する。 (5) 弘前市豊田児童センター等 社会福祉法人みのり福社会を弘前市豊田児童センター等の指定管理者候補者に選定する。 (6) 弘前市三岳児童センター等 社会福祉法人弘前草右会を弘前市三岳児童センター等の指定管理者候補者に選定する。</p>

	<p>(7) 弘前市致遠児童センター等 社会福祉法人真会を弘前市致遠児童センター等の指定管理者候補者に選定する。</p> <p>(8) 弘前市和徳町児童館等 社会福祉法人弘前草右会を弘前市和徳町児童館等の指定管理者候補者に選定する。</p> <p>(9) 弘前市三省児童館等 社会福祉法人船幸会を弘前市三省児童館等の指定管理者候補者に選定する。</p> <p>(10) 弘前市自得児童館等 社会福祉法人富輝会を弘前市自得児童館等の指定管理者候補者に選定する。</p> <p>(11) 弘前市石川児童館等 社会福祉法人弘前草右会を弘前市石川児童館等の指定管理者候補者に選定する。</p> <p>(12) 弘前市ひまわり荘 社会福祉法人弘前草右会を弘前市ひまわり荘の指定管理者候補者に選定する。</p> <p>(13) 弘前市まちなか情報センター 公益社団法人弘前観光コンベンション協会を弘前市まちなか情報センターの指定管理者候補者に選定する。</p>
<p>会議資料の名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者候補者選定結果一覧表等（資料1） ・指定管理者制度に係る今後のスケジュール（資料2）
<p>会議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)</p>	<p>1 開会 2 案件 3 その他 4 閉会</p> <hr/> <p>2 案件</p> <p>【以下、施設所管部からの説明、質疑等の概要】</p> <p>(議長) 全体の概要について、事務局の説明を求める。</p> <p>(事務局) 資料1は募集単位ごとの申請者を示したもので、(1)から(13)ともに施設所管課において募集の受付を行い、受付終了後、施設を所管する各部に小委員会を設置し、総合評価方式による評</p>

価を行ったもので、その結果が記載されている。総合評価方式は評価点が最も高い申請者を選定案とするものとして、100 点満点換算で 60 点を最低基準としており、非公募であっても下回る場合は候補者として選定しないものとしている。なお、選定方法については、(1)から (11) 及び (13) が公募であり、(12) が非公募となっている。

(議長)

鷹ヶ丘老人福祉センターほか計 28 施設の指定管理者候補者の選定案について、審議を行う。

会議の進め方は、募集グループごとに、担当部からの説明及び質疑を行い、審議することとする。

それでは、健康福祉部から、鷹ヶ丘老人福祉センター等の指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、公募による選定の結果、社会福祉法人弘前草右会を指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の 100 点満点換算点は 79.5 点となった。したがって、社会福祉法人弘前草右会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

募集要項等を定めた審議会では、鷹ヶ丘老人福祉センターについて利用実績が芳しくなく、理由として駐車場不足を説明した。今回は工夫して利用者の増加を図るとしたが、どの様な評価だったのか。

(施設所管部)

利用実績について、平成 29 年度は様々な生きがい教室の結果 3,779 人となり、平成 28 年度より増加している。また利用者から生きがい教室への意見を聴いて、絵画や俳句、書道教室などを実施していることを評価したものである。

(委員)

駐車場不足より、様々な教室を開催して利用者の減少を解消できると見込んだのか。

(施設所管部)

駐車場は 3 台しかないため、利用者は歩いてくることが多い現状にある。

(委員)

城西老人福祉センターも利用者の要望に応じているのか。

(施設所管部)

城西老人福祉センターも利用者の声を聴いて健康対策教室や詩吟教室などを実施し 600 人以上が参加している。駐車場は 6 台しかなく、利用者に乗り合わせで来るよう伝えている。

(委員)

同種の施設についても、利用者の要望が多い行事は対応しているのか。

(施設所管部)

いずれの施設も利用者の意見を聴いて出来る限り対応している。

(委員)

施設の老朽化が進んでいるということだが、予算における修繕費は足りるのか。

(施設所管部)

現状では、早急に修繕が必要な箇所は無く、鷹ヶ丘老人福祉センターについては平成 33 年度までの 3 年間で指定管理期間としている。

(委員)

公募した結果、1 団体の応募についてはどの様に考えているのか。

(施設所管部)

鷹ヶ丘老人福祉センターについては築 53 年経過しており、また土砂災害警戒区域ということもあり、やむ得ないものと考えている。

(委員)

複数の応募が出来るような考えは。

(施設所管部)

鷹ヶ丘老人福祉センターは廃止を含めて今後 3 年間で検討するとしており、城西老人福祉センターについては今後検討していきたい。

(施設所管部)

今回、児童館、児童センターを含め、審議いただく全ての施設について競争が無かったことから、前回の更新時に応募した法人へ確認したところ、仮に指名を受けたとしても人員が確保出来る見込みがなく、実際に人手不足である状況を理解した。ただ、競争が発生してより良い提案がなされることが一番良いものとするので、公募してもらう工夫をしないといけないことは理解している。

(委員)

興味深い話であり、市では努力されると思うが人出不足は長期的な傾向にあると思う。そのなかで今後、どのようにしていくのか、例えば出来るだけ切り分けて応募しやすいようにすることや、指定期間の年数が適当なのか、いろいろ検討することがあると思う。

(施設所管部)

制度全般に関することであり、期間の延長やグループ分けの切り分けなど、時代によって求められるものが変わってくると考えるので、次回までに検討していきたい。

(議長)

他に質問等がなければ、鷹ヶ丘老人福祉センター等の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、老人福祉センター祥風園の指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、公募による選定の結果、社会福祉法人弘前草右会を指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の 100 点満点換算点は 80.2 点となった。したがって、社会福祉法人弘前草右会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

施設の利用目標を達成してないが、高い評価となった理由は。

(施設所管部)

施設の利用目標 5 千人は達成してないが、利用実績をみると平成 29 年度は 3,366 人と平成 28 年度の 2,735 人と比べて増えており、施設では独自に健康体操や相談支援、お茶会、収穫祭など実施し、そうした部分を含めて評価した。

(委員)

評価項目にある、「現指定期間の管理運営の評価」とは、どう

いうことか。

(事務局)

現在の指定管理者が実績を有するということから、他の事業者が応募してきた時に公平性を担保するという視点から、現在の指定管理期間で問題があった場合にはマイナス評価をすることで設定したものである。

(委員)

指定管理の趣旨からすると、プラスな提案をしてもらうことが大事と考える。適正だったらゼロ点というよりも、期間内で十分な管理が出来なければそれ自体マイナスと思う。どういう採点が適当なのかは検討してほしいが、市としてどの様なスタンスで採点するのかを示す機会にもつながり、むずかしい部分ではあるが問題提起としたい。

(委員)

仮に指定管理者が変更した場合、職員は全て引継されるのか。

(施設所管部)

現在の施設で働く人全てを引き継ぐ場合はあるが、一部では雇用が無くなる場合もある。例えば業務のリーダー的な人だけを引き継ぐ場合や、全て引き継ぐ場合など様々である。

(委員)

労働力の移動が上手く行くのであれば、公募しても競争性が保たれるのではと考える。今後も人手不足は続くので、競争性を確保することについては何らかの工夫が必要と考える。その他、評価の点数について、ある項目が著しく悪かった場合は、赤点があってもいいと思うので、今後検討してほしい。

(事務局)

今回、市の 8 割の施設で更新となり審議を進めるなかで、いろいろな課題が見え様々な意見もいただいたことから、可能なところは今後の取組みに反映していきたい。

(議長)

他に質問等がなければ、老人福祉センター祥風園の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、老人福祉センター瑞風園の指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、公募による選定の結果、社

会福祉法人弘前豊徳会を指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の 100 点満点換算点は 80.7 点となった。したがって、社会福祉法人弘前豊徳会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

同じ質問だが、実績が目標を下回ったが高い評価となったことについて、どう考えたのか。

(施設所管部)

平成 29 年度について、利用者が減少したのは温泉設備の修理により休業したためである。施設利用は温泉の利用がほとんどであるが、施設では食生活講座や介護予防講座などの講座のほか、カラオケサークルや映画上映会などの行事を行っていることから評価したものである。

(委員)

施設利用者の内訳はどうなっているのか。

(施設所管部)

申請書には添付していないが、施設から毎月、実績報告が提出されており、そのなかで利用人数の内訳が示されている。

(委員)

要望として、全ての施設にいうことだが、写真付きのような詳細なデータを添付するところがあれば、そうでないところもあるので、施設運営の内容が分かる資料を添付してもらいたい。市民の代表としてこの場に来ていることもあるので、市民にも分かる資料を添付するように工夫してもらいたい。

(委員)

利用者の増加を図るために、市広報やインターネットでの情報発信、各種講座の開催が記載されているが、これまでと同じ方策なのでは。新しい試みはどうか。

(施設所管部)

館内には毎月の行事を掲示しているほか、行事予定を回覧版にして周知を図って対応している。また、意見箱を設置して利用者の声を吸い上げるようにしている。新たな提案は無いが、指定管理者独自での企画を実施している状況にある。

(委員)

むしろ、施設の利用者は満足しており、地域で施設を利用し

ていないところに必要なニーズがあると考える。

(委員)

高齢化が進むと利用者が多くなっていくのでは。

(施設所管部)

これまで利用してきた人が年齢を重ねて体調を崩し来られない人が多くなっている。また、施設の設置場所が高杉地区にあり、車の利用が無いと地域外からの利用は難しいことや、温泉設備が古く一度に7~8人しか入れない入浴であることも要因となっていると考える。

(委員)

ぜひ域外からも呼び込めるよう頑張っていたきたい。一方で、利用が図られない場合は、今後、同種の施設のあり方について検討する必要があると考える。

(議長)

他に質問等がなければ、老人福祉センター瑞風園の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、弘前市みやぞの児童センター等の指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、公募による選定の結果、社会福祉法人養正福祉会を指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の100点満点換算点は81点となった。したがって、社会福祉法人養正福祉会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

全ての児童センター、児童館の指定管理で応募が1者しかないということだが、グループで区切っているのは効率的な運営を考えてのことなのか。

(施設所管部)

グループで合同イベントを企画しているほか、館長を兼務している場合もあるので、行事の組み方を共有して効率化を図っ

ている。

(委員)

この施設は館長を設置するのでは。

(施設所管部)

これまでは館長を兼務していたが、今回の提案では館長を各施設に設置するとしている。理由は学校や地域、保護者との対応をきめ細かくして連絡調整を図っていききたいという提案があった。このほか、効率化については児童厚生員についても応援に回れるといった人事の流動性も挙げられる。

(委員)

後出しの意見にはなってしまうが、複数施設をグループにするメリットはあるが、応募がしやすいようにしてほしい。グループに分けることで連携が取りやすいことは理解するが、近隣地区でグループを分けることがベストとは限らない。例えば1施設ごとの募集とすることで、3施設管理しているところが、もう1施設応募してみるかなとなってくればよいと思う。

(委員)

これまでと同じ事業者が指定管理を行うのであれば、事業計画書にこれまでに課題に対する具体的な取り組みや今後どうするのかといった部分の書き込みが必要と考える。単にアンケートや意見箱を設置して意見をもらうというのは、前回の指定管理期間でも実施しており、過去の取り組みではどのように課題を解決してきたかといった現状分析や、現在の課題を示して、それに対する取り組みを書き込むといったことが、継続する場合の事業者であれば記載していただきたい。

(事務局)

現状では、新規も継続の事業者も同様の様式となっており、今回の意見を踏まえ、現在の指定管理者についての記述について次回までに対応を検討していきたい。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市みやその児童センター等の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、弘前市豊田児童センター等の指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、公募による選定の結果、社

会福祉法人みのり福祉会を指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の 100 点満点換算点は 83 点となった。したがって、社会福祉法人みのり福祉会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

一輪車クラブについて特徴があるので、説明してほしい。

(施設所管部)

一輪車は遊具として全ての児童館、児童センターに備えているが、豊田児童センターと東部児童センターについては児童厚生員が資格を取得し、登録制で希望する児童を集めて、児童が帰った後で練習している。一輪車の競技会では優秀な成績を収めており、特に力を入れている。

(委員)

他の施設では、特色ある取り組みはあるのか。

(施設所管部)

この施設は突出しており、だいぶ前から取り組み、世界大会に出場するなどの実績がある。一方で、一輪車に取り組みない児童や保護者から以前に苦情があったと聞いており、現在は時間を切り分けて、特徴を無くさないよう対応している。

(委員)

子どもたちの社会性を育む取り組みであり、熱中する活動なので、基本的におおいに組みんでもらいたい。

(委員)

苦情について、もう少し詳細を聞きたい。

(施設所管部)

児童センターには一輪車に一生懸命に取り組む児童と、そうでない児童がいるなか、一輪車の児童を特別扱いするような声が出たため、注意してもらおうよう指導してきたところである。練習場所については一輪車だけの利用とはいかないので、バランスを考慮し、一輪車の利用時間は児童たちがいない時間を利用するほか、東部児童センターでは体育館の利用割り当て表を掲示して周知してきた。また、指定管理者側では老人や障害施設を有するなかで体育室を確保しており、児童たちがそちらに移動して利用することもある。そうした取り組みから昨年度は一輪車に対する苦情は特段、無かったものである。

(委員)

児童館、児童センターの役割を改めて確認したい。放課後の児童を預かるだけの施設なのか、それとも社会性を育てていく機会を与える機能を持たせていく施設なのか。

(施設所管部)

法律上の設置目的からは、放課後に限らず子ども達が自由に集って過ごしていける施設と位置づけられている。児童館については学区を基本に設置しており、子どもや保護者がいつでも利用して、遊びを通じて育てていく環境を提供している場所である。未就学児でも利用できるし、学校の授業のある時間帯に関わらず開いている。ただ現実としては、放課後の児童がいる場所がない、家に誰もいなくて不安という保護者の声を反映させて実施しており、基本的には希望する人全員を受け入れている。

(委員)

学区での縛りはあるのか。希望すれば隣の学区の児童館に行くことができるのか。

(施設所管部)

豊田児童センターでは一輪車を行いたい児童が学区を越えて利用している。ただ、学区で設置しているので、違う施設を利用すると友達がいらない状況にもなる。

(委員)

指定管理者の個性で特色ある施設となっていくのであれば、そこを目指す子や目指さない子も出てくると思う。こうした施設のあり方については難しいところもある。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市豊田児童センター等の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、弘前市三岳児童センター等の指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、公募による選定の結果、社会福祉法人弘前草右会を指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の100点満点換算点は79.8点となった。したがって、社会福祉法人弘前草右会を

指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

申請書に記載する、センターの午前中の開放について、どのように実施しているのか。

(施設所管部)

この施設には、子育て相談に関する取り組みを企画する子育て支援員や、児童の保護者で組織する母親クラブの会員が中心となって「子育てサロン」として、相談業務や体操教室を開いて交流の場を提供している。児童センターは子育ての拠点であるので、他の施設でも実施回数は別にして実施している。

(委員)

実施回数や利用状況は。また保育所との連携は。

(施設所管部)

ひと月で最低5回は実施している。1回あたり5～10人くらい参加している。保育所との連携では、みやぞの児童センターでは地域の保育所の子ども達が頻繁に訪れて交流している。

(委員)

施設を有効に活用してほしいし、弘前を担う子ども達を育てるという観点から、いろいろな経験をしてもらい、さまざまな世代との交流を深めることが出来るような施設としていただきたい。

(委員)

赤ちゃんを連れていける施設という面をもっと広めてほしいと思う。子育てで孤立している家庭、他県や違うエリアから来て子育てに不安を持つ家庭などの息抜きのサロンになっていけばと思う。長く管理しているノウハウを今後も生かしてほしい。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市三岳児童センター等の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

<休憩>

(議長)

次に、弘前市致遠児童センター等の指定管理者選定案につい

て説明をお願いする。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、公募による選定の結果、社会福祉法人真会を指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の 100 点満点換算点は 82.9 点となった。したがって、社会福祉法人真会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

申請書に写真つきで活動状況を紹介しており、非常に分かりやすいので他の施設でも活用してもらいたい。また、体力増進計画が記載されているが、他の取り組みはどうなのか。

(施設所管部)

この法人については、一輪車ではなく、よきこいやドッチボールなどさまざまな取り組みで体育活動を実施するものである。

(委員)

ユニークな取り組みであるが、指定管理者の間では情報共有とかはしないのか。

(施設所管部)

児童館、児童センターでは年 1 回、連絡会議を開催しており、情報交換している。

(委員)

ぜひ有効に活用していただきたい。

(委員)

人件費について今後の課題としたことについては。

(施設所管部)

市の基準以上に職員を加配していたことから、ヒアリングしたところ、岩木と西部の児童センターの館長が単価が高い状況であるが、今後 5 年間の指定管理期間で法人内の異動により調整が図られるとのことである。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市致遠児童センター等の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、弘前市和徳町児童館等の指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、公募による選定の結果、社会福祉法人弘前草右会を指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の 100 点満点換算点は 79.9 点となった。したがって、社会福祉法人弘前草右会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市和徳町児童館等の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、弘前市三省児童館等の指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、公募による選定の結果、社会福祉法人船幸会を指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の 100 点満点換算点は 81.4 点となった。したがって、社会福祉法人船幸会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

利用者アンケートの結果は年々良くなっているが、その背景は何が考えられるのか。

(施設所管部)

このグループは三省児童館と船沢児童館の 2 つから成り立っている。船沢児童館については船沢こども園も一緒に運営して

いる法人であり、こども園に入った人が小学校に入り児童館を利用する関係が地域で出来上がっている。また三省児童館については、小学校が複式学級となっており、少ない人数での利用がアンケートでも良い結果が出ていると考える。

(委員)

マニュアルが非常に良く整備されていると感じるが、この効果はどうか。

(施設所管部)

マニュアルの整備と実際の運営は、必ずしも一致していない。ただ、この法人ではバス利用時の事故発生マニュアルや発達障がいに対する対応などはきめ細かく定められている。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市三省児童館等の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、弘前市自得児童館等の指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、公募による選定の結果、社会福祉法人富輝会を指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の100点満点換算点は79.9点となった。したがって、社会福祉法人富輝会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

提出された申請書のなかに記載漏れがある。

(施設所管部)

以後注意したい。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市自得児童館等の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

<小林委員 途中退席>

(議長)

次に、弘前市石川児童館等の指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、公募による選定の結果、社会福祉法人弘前草右会を指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の 100 点満点換算点は 79.9 点となった。したがって、社会福祉法人弘前草右会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市石川児童館等の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、弘前市ひまわり荘の指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、現在指定管理を行っている社会福祉法人弘前草右会を引き続き指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の 100 点満点換算点は 78 点となった。したがって、社会福祉法人弘前草右会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

利用者が少ないことは時代の流れと理解するが、評価項目にある、利用者の増加を図るための具体的手法や効果は、どの様に考えたのか。

(施設所管部)

必要な方に対して、しっかりと利用してもらおうということで、本来、利用がないことが良いことから読み替えて評価したものである。

(委員)

施設の宣伝よりも相談できるルートを広く知らせることだと思う。施設職員は特殊なノウハウのいる仕事だと思うが、研修の体制はどうなっているのか。

(施設所管部)

年 1 回、関係者の研修が行われている。その他法人では東北地区の研修にも職員を派遣している。ただ、専門研修自体は多くなく、DV など関係する研修に参加している状況である。

(委員)

指定管理者側で計画的に教育しているのか。

(施設所管部)

計画として法人独自の研修のほか、母子生活支援施設の研修も組み込んでいる。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市ひまわり荘の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、商工振興部から、弘前市まちなか情報センターの指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、公募による選定の結果、公益社団法人弘前観光コンベンション協会を指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の 100 点満点換算点は 83.2 点となった。したがって、公益社団法人弘前観光コンベンション協会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

配点におけるマイナス評価については、どのような理由か。

(施設所管部)

当初予定していた事業が出来なかった理由で、減点評価となったものであるが、代替えの事業を実施している。

(委員)

1 団体の応募については、どの様に考えるか。

(施設所管部)

ある団体に聞いたところ、人手の確保に苦慮し応募できる状況にないと話していたところである。

(委員)

まちなか情報センターは街の一つの顔であり外観はスタイリッシュだが、内部は雑然としている。協会もいろいろ頑張っているが、長くなると淀んでくる部分もあり新しいものが出てこない。ぜひ他の団体が応募できるような環境づくりをお願いしたい。また、出てこないのであれば、協会内部の変化を期待したい。

(施設所管部)

応募時では、これまでの管理延長では無く、新しいものを提案していくとしており、例えば館内の装飾も四季折々に整備していくと話していた。平成 17 年の最初の指定管理応募時では、土手町商店街振興組合連合会などが応募したが、今回は人の確保が課題となって応募が無かったものである。今後は都市計画道路が整備されるなかで、まちなか情報センターの役割が重要視されていくものと思っており、どのような賑わいを持たせるのか、協会としても検討するとしている。

(委員)

観光館やまちなか情報センターなど、類似の施設を同じ事業者が指定管理をしていく状況について、施設毎に何を期待してどのような役割を持たせようとしているのか。

(施設所管部)

観光館は弘前公園の前にあることから観光客がメインの建物と認識しており、まちなか情報センターはサテライト的な位置づけとして、観光の役割を果たしながらも街を訪れる一般市民が立ち寄れる役割がある施設としている。

(委員)

そのことについて、指定管理者はどのように計画に反映しているのか。

(施設所管部)

自主事業として、観光客向けの取り組みを実施するほか、市民向けへの発表会など計画しており、街の賑わいをつくりだすためにも有効であると考えている。

	<p>(委員)</p> <p>まちなか情報センターは施設の広さでも小ぶりであり、小ぶりを利用して名称にふさわしい何らかの機能に特化していく必要がある。活発な企画を実施する団体でないと、中途半端な施設となってしまうので、協会内で活発な議論をしていただき、まちなか情報センターがどうあるべきか、今後を期待したい。</p> <p>(議長)</p> <p>他に質問等がなければ、弘前市まちなか情報センターの指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。</p> <p><委員了承></p> <p>(議長)</p> <p>これで案件審議を終了する。</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>会議は非公開である。</p>